

四日市市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 20 日

四日市市長 田中 俊行

四日市市規則第 10 号

四日市市公印規則の一部を改正する規則

四日市市公印規則（昭和 34 年四日市市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後							
別表（第 4 条関係）							
種類	名称	寸法 ミリ メートル	ひな形 (別 掲)	書体	使用区分	公印管守課	個 数
(略)							
	四日市市印	(略)	1 の 6	<u>れい</u> 晝	(略)		
(略)							
<u>削除</u>			1 の 9				
	四日市市之 印	(略)	1 の 1 0	<u>れい</u> 晝	(略)		
(略)							
<u>削除</u>			8 の 2				
(略)							
	国民年金専 用四日市市 長印	(略)	2 5 の 3	(略)	保険年金課にお いて市長名をも ってする国民年 金免除申請に関 する文書、 <u>資格</u> <u>異動報告</u> に関す る文書及び国民	(略)	

					年金給付に関する文書		
(略)							
削除			27の 4				
(略)							
削除			32の 3				
	人事専用総務部長印	(略)	32の 4	(略)			
	四日市市危機管理監印	方1 8	32の 5	//	危機管理監名をもってする文書	危機管理室	1
削除			33	(略)			
(略)							
	社会福祉事務所長印	(略)	34の 2	(略)	障害福祉課において社会福祉事務所長名をもってする身体障害者手帳及び療養手帳の訂正並びに有料道路障害者割引制度に係る証明		(略)
(略)							
削除			46				
(略)							

改正前

別表（第4条関係）

種類	名称	寸法 ミリ メートル	ひな形 (別 掲)	書体	使用区分	公印管守課	個 数
(略)							
	四日市市印	(略)	1の6	〃	(略)		
(略)							
	四日市市印	縦4 横1 4	1の9	れい 書	楠総合支所にお いて市名をもつ てする文書	楠総合支所	1
	四日市市之 印	(略)	1の1 0	〃	(略)		
(略)							
	楠総合支所 印	方2 1	8の2	〃	楠総合支所名を もってする文書	楠総合支所	1
(略)							
	国民年金専 用四日市市 長印	(略)	25の 3	(略)	保険年金課にお いて市長名をも ってする国民年 金免除申請に関 する文書並びに 国民年金裁定書 等の進達及び資 格異動報告に関 する文書	(略)	
(略)							
	楠総合支所 専用四日市	方2 1	27の 4	〃	楠総合支所にお いて市長名をも	楠総合支所	1

	市長印				つてする一般文書		
(略)							
	楠総合支所 長印	方 1 8	3 2 の 3	//	楠総合支所長名 をもってする文書	楠総合支所	1
	人事専用総 務部長印	(略)	3 2 の 4	(略)	(略)		
削除			3 3	(略)			
(略)							
	社会福祉事 務所長印	(略)	3 4 の 2	(略)	障害福祉課にお いて社会福祉事 務所長名をもっ てする身体障害 者手帳及び療養 手帳の訂正	(略)	
(略)							
	自動車整備 管理者印	方 2 1	4 6	//	自動車整備命 令、その他車両 関係文書	管財課	
(略)							

改正後	
別掲	
1 から 1 の 8 まで	(略)
1 の 9	
削除	
1 の 1 0 から 8 まで	(略)
8 の 2	
削除	
9 から 2 7 の 3 まで	(略)

2 7 の 4

削除

2 7 の 5 から 3 2 の 2 まで (略)

3 2 の 3

削除

3 2 の 4

部	市	四
長	総	日
印	務	市
人	事	専
事	用	

3 2 の 5

理	危	四
監	機	日
印	監	市

3 3

削除

3 3 の 2 から 4 5 の 4 まで (略)

4 6

削除

4 7 から 6 5 まで (略)

改正前

別掲

1 から 1 の 8 まで (略)

1 の 9

四	日	市	市	印
---	---	---	---	---

1 の 1 0 から 8 まで (略)

8 の 2

支	楠	四
所	総	日
印	合	市

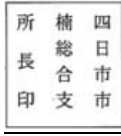
9 から 2 7 の 3 まで (略)

2 7 の 4

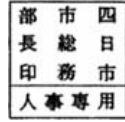
市	四	三
長	日	重
印	市	県
楠	總	支
所	合	支
專	用	

2 7 の 5 から 3 2 の 2 まで (略)

3 2 の 3



3 2 の 4

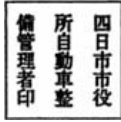


3 3

削除

3 3 の 2 から 4 5 の 4 まで (略)

4 6



4 7 から 6 5 まで (略)

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部総務課)